

当事務所の年内業務は12/27(水)まで、仕事始めは1/9(火)からです。本年中のご愛顧に心から感謝致します。厳しい世情ですが、来年が皆様にとって良いお年でありますように！



「良い職人を多く抱える企業が高く評価される仕組み…すべての技術者がIDカードを持ち、全ての現場でシステムを運用するには…蓄積情報を如何に活用し評価をどう適正に行っていくか…」といった議論が国交省の検討会でなされています。先月の当ニュースでお知らせした“建設キャリアアップシステム”的事です。年度内に中間取りまとめを行い一年後には運用を開始するといいます。この制度が建設業界

制度の中身  
まだなのに

料金先決？ キャリアUP  
システム…

本金に応じて3000円～120万円の11段階で個人事業も含

でうまく活用されるには現場と企業からの要望が必要ですが、メリットの議論が始まればかりなのにシステムの料金体系が先に決まりました。技能者の登録料は2500～3500円、有効期限は10年。企業の登録料は資

むそうです。他に毎年支払うシステム利用料は①「管理ID利用料」が1ID毎に2400円、「現場利用料」は技能者が就業履歴を取得する回数1回当たり3円。初年度で100万人の登録を目標とします。



「銀行や役所に提出する会社の定款が設立時のもので内容が現状に合わなくなっている。変更した所は株主総会の議事録を添付したりしているが分かりにくい。再作成して欲しい…」

という依頼が最近増えてきました。定款は会社の根本規則

で法務局に登記する事項も含まれています。会社の登記簿謄本を取って見たら一つの間にか「株券を発行する旨の定め」として「当会社の株式については、株券を発行する」と記載され、右に「平成17年法律

知らない間に登記が…

で見え定款再作成てきた！

局の職権で「発行する」と登記されました。旧商法と現会社

法で株券発行の原則が逆転した為に起きた杓子定規な法務局の対応と言えます。こうした現状に合わない登記もこの際直しておく事をお勧めします。



平成30・31年度 建設工事の県入札参加資格の申請期間は、12月1日から年明け1月31日です。県入札参加資格申請は市町村宛指名願の前手続きになり、12月末までに経審を受ける事が必要！